



沼田市告示第33号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成26年3月14日

沼田市長 星 野 巳喜雄



変 更 調 書

町	字	地 番
屋形原町	額 田	6 1 4 の 2、6 1 8 の 2、6 4 4 の 3、6 4 7 の 2、 6 4 8 の 3、6 7 8 の 2、6 7 9 の 3、6 7 9 の 4、 6 8 1 の 4、6 8 1 の 5、6 8 2 の 2、6 8 2 の 4、 6 8 3 の 2、6 8 3 の 3、6 8 4 の 3、6 8 5 の 3、 6 8 5 の 5、6 8 6 の 2、6 8 6 の 8、6 8 6 の 9、 6 8 7 の 1 から 6 8 7 の 3 までの各一部
	久 保	1 3 3 9 の 2、1 3 3 9 の 3、1 3 4 0 の 2、 1 3 4 1 の 3、1 3 1 8 の 一部、1 3 2 1 の 一部、 1 3 2 2 の 一部、1 3 2 3、1 3 2 4 の 一部、 1 3 2 5 の 一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を
屋形原町字月夜野に変更する。

町	字	地 番
屋形原町	北 原	1 4 7 9 の 1、1 4 7 9 の 2、甲 1 4 8 0、 1 4 8 0 の 2
下川田町	前 原	5 9 8 3、5 9 8 4

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。）を
屋形原町字久保に変更する。

町	字	地 番
屋形原町	久 保	1 3 4 2 の 2、1 3 4 2 の 3
下川田町	前 原	5 9 8 1 の 1 から 5 9 8 1 の 4 まで

上記区域を屋形原町字北原に変更する。

変 更 理 由 書

県営屋形原南部土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

1. 事業名 県営屋形原南部土地改良事業
2. 事業主体 群馬県
3. 事業年度 平成22年度～平成26年度
4. 事業面積 32.1ha